

青森県報

第五百三十五号

令和四年
十一月十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……二
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(同) ……二

告 示

青森県告示第五百八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更認定年月日

令和四年十一月一日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会
青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

豊田 重男

青森県告示第五百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すずらん調剤薬局かいた店 医療法人ときわ会ときわ会訪問看護ステーション	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三九の一の 南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一の	令和 四・二・一

青森県告示第五百八十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日

特定非営利活動法人陽だまりの家	三戸郡田子町大字田子字西館野四三の二	放課後等デイサービス	児童デイサービス「なんぶ」	三戸郡南部町大字沖田面字門前下三九の一	令和四・二・一
社会福祉法人希望	三沢市中央町四丁目六の一三	児童発達支援	児童発達支援アルズ	上北郡六戸町小松ヶ丘四丁目七の八五八	〃
社会福祉法人希望	三沢市中央町四丁目六の一三	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスアルズ	上北郡六戸町小松ヶ丘四丁目七の八五八	〃

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和四年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	田	九九三
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	畑	二、二八五

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	令和五年二月一日	五年	五九、〇〇〇円
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	令和五年二月一日	五年	一〇一、五〇〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十一月二十五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	田	六、九八九
三戸郡田子町大字関字在家平四二	田	一、〇二八

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	賃借権
三戸郡田子町大字関字在家平四二	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	令和五年一月	三年
三戸郡田子町大字関字在家平四二	令和五年一月	三年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	一三六、二〇〇円
三戸郡田子町大字関字在家平四二	一九、八〇〇円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託す

ること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	平成二九年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡田子町大字関字在家平四二	平成二九年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円